

「文化首都・京都」推進本部設置要綱

（趣旨）

第1条 文化による社会の活性化や地方創生，国際交流への貢献を目指し，文化を基軸とした施策の融合及び文化政策の更なる推進のため，「文化首都・京都」推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（構成）

第2条 本部は，本部長，副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は市長を，副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は，別表に掲げる者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第3条 本部長は本部の事務を総理する。

2 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

（会議）

第4条 推進本部の会議は，本部長が必要があると認めるとき，随時招集する。

2 本部長は必要があると認めるときは，第2条に掲げる者以外の者を会議に出席させ，その意見又は説明を求めることができる。

（部会）

第5条 本部長は，特定の事項を調査させ，及び審議させるため必要があると認めるときは，推進本部に部会を置くことができる。

2 部会の構成員は，本市関係職員のうちから，本部長が指名する。

（庶務）

第6条 推進本部の庶務は，文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課において行う。

（補足）

第7条 この要綱に定めるもののほか，本部に関し必要な事項は，本部長が定める。

附 則

この要綱は，平成29年4月20日から施行する。

別表（第2条関係）

- (1) 文化芸術政策監
- (2) 危機管理監
- (3) 監察監
- (4) 観光政策監
- (5) 京都市事務分掌規則第1条に規定する局の長及び市長が指名する担当局長
- (6) 区長及び担当区長
- (7) 消防局長
- (8) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第2条に規定する管理者
- (9) 教育長
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める本市関係職員